

借 用 証 書

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		1	0	0	0	0	0	0

上記金額を鳥取県市町村職員共済組合貸付規程（以下「規程」という。）及び鳥取県市町村職員共済組合貸付規程細則（以下「細則」という。）を承知の上、次の条件により借用しました。

記

1. 貸付の種類

普通貸付 住宅貸付 在宅介護対応住宅貸付 災害貸付（家財 住宅 再）
特別貸付 （医療 入学 修学 結婚 葬祭）高額医療貸付 出産貸付

2. 利息は年 1.26%（災害貸付 0.93%、在宅介護対応住宅貸付 1.00%）とし、規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。

3. 貸付金及び利息の償還は、規程第 14 条及び第 15 条の規定により 年 月から 年 月までに所定の償還表により毎月償還する。

4. 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他規程に違反したとき。

5. 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続があったときは、何らかの通知催告を要せずに期限の利益を失う。

6. 借受人は、前 2 項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 48 条及び第 115 条に基づき給与（退職手当を含む。）又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。

7. この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず鳥取県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。

8. この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。

9. 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保有するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することを予め同意する。

鳥取県市町村職員共済組合理事長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

所属所名 〇〇〇市役所(役場)

借受人 現住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 共済太郎 ⑨

(注) 借用証書の印鑑は、申込書の印鑑と同一のものを押印すること。